

## 入札説明書

令和3年札幌市告示第5104号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年8月20日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係（電話011-211-2922、FAX 011-218-5105）

3 入札に付する事項

(1) 売払い案件名及び予定数量

ア 発寒破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）	486トン
イ 篠路破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）	370トン
ウ 駒岡破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）	824トン
エ 発寒破砕工場 回収金属売払い（アルミくず）	7,575 kg
オ 駒岡破砕工場 回収金属売払い（アルミくず）	58,691 kg

※ 各案件の予定数量は、引渡し期間内の合計数量である。

※ 予定数量は過去実績等に基づくものであって、ごみ量やごみ処理状況等によって変動する。したがって、予定数量を保証するものでないことに注意すること。

(2) 売払い品の仕様等

仕様書（別紙1）による。また、近年の回収実績は別紙2のとおり。

(3) 引渡し期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日までとする。

(4) 引渡し場所

(1) のア、エに掲げるもの 発寒破砕工場（札幌市西区発寒15条14丁目2-30）

(1) のイに掲げるもの 篠路破砕工場（札幌市北区篠路町福移153）

(1) のウ、オに掲げるもの 駒岡破砕工場（札幌市南区真駒内602）

(5) 入札方法

(1) の件名ごとに、単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「卸小売業」「再生資源」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市清掃工場回収金属払下げ要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に規定する払下げの条件を満たしていること。要綱第 3 条は以下のとおり。

※（払下げの条件）

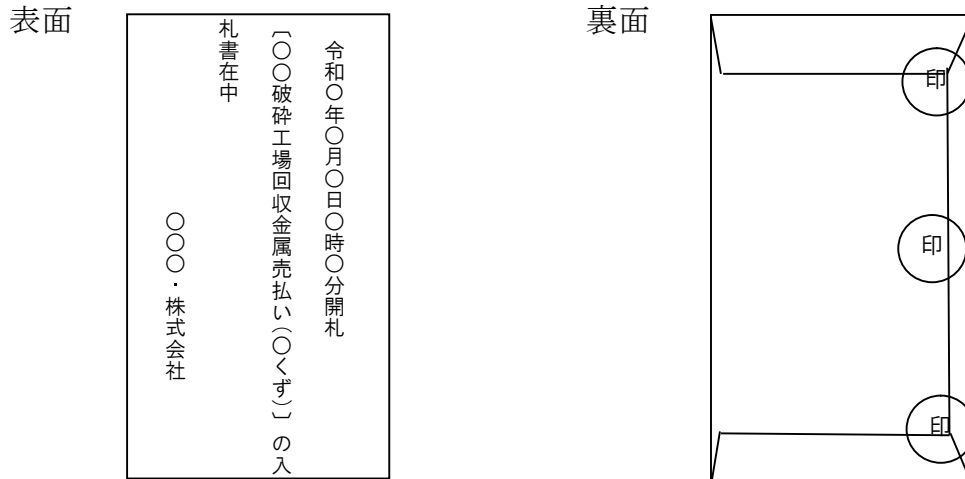
第 3 条 回収金属は、個人又は法人であつて、環境衛生上支障のないよう確実な管理、取扱いができ、かつ次の各号の全てを満たすことのできるものに払下げるものとする。

- ① 札幌市競争入札参加資格者として登録されている業者であること。
  - ② 自己の処理、加工及び貯蔵施設を有するか、または、他の処理、加工及び貯蔵施設を有するものに継続的かつ確実に売却できる等受入態勢が確立していること。
  - ③ 1 日 7 時間以内に、20 t 以上の回収金属の搬出処理を遂行可能な人員、車両を有していること。
  - ④ 回収金属の搬出にあたり、必要な法規上の有資格者及び器具器材を常備できること。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

## 5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所  
上記 1 に同じ
- (2) 入札書の受領期間  
令和 3 年 9 月 10 日（金）17 時 00 分を受領期限とする（送付の場合は必着のこと）。
- (3) 開札の日時及び場所  
令和 3 年 9 月 13 日（月）10 時 30 分から順次  
札幌市役所本庁舎 12 階 環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法  
ア 入札書（様式 1）は、案件ごとに作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 3 年 9 月 13 日 10 時 30 分開札〔〇〇破碎工場 回収金属売払い（〇〇くず）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



イ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和3年9月13日10時30分開札〔〇〇破碎工場 回収金属売払い (〇〇くず) 〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札者に要求される事項

ア 現地における説明

この入札に参加を希望する者は、案件ごとに、現地において本市担当者より説明を受けなければならない。説明の日時は原則として以下のとおりとし、令和3年8月31日(火)12時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に電話により申し込むものとする。

① 3(1)のア、エに掲げる案件

会 場：発寒破碎工場(札幌市西区発寒15条14丁目2-30)

日 時：令和3年9月1日(水)9時00分～11時30分

連絡先：電話 011-667-5311(発寒清掃工場)

② 3(1)のイに掲げる案件

会 場：篠路破碎工場(札幌市北区篠路町福移153)

日 時：令和3年9月1日(水)13時30分～16時00分

連絡先：電話 011-876-1710(白石清掃工場)

③ 3(1)のウ、オに掲げる案件

会 場：駒岡破碎工場(札幌市南区真駒内602)

日 時：令和3年9月1日(水)13時30分～16時00分

連絡先：電話 011-582-9733(駒岡清掃工場)

訪問に当たっては、あらかじめ現地説明参加確認証(様式3)に記載し、当日持参

するものとする。現地において現地説明参加確認証の参加者控を返却するので、下記に掲げる入札参加資格を証する書類とともに提出すること。

また、令和3年度までの5年間において、いずれかの案件を受注した者については、現地への訪問を要しない。

#### イ 入札参加資格を証する書類の提出

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格を証する書類を令和3年9月7日（火）までに提出しなければならない。

- ① 回収金属買取申請書（様式2）
- ② 金属くず商許可証（写）
- ③ 納税証明書（各市区町村長発行のもの。札幌市の場合は「指名願用」）
- ④ 4（5）の要綱第3条②～④に掲げる条件を満たしていることを証する書類（別表）
- ⑤ アに示す現地説明参加確認証（参加者控）（様式3）

なお、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

また、令和3年度上半期回収金属売払い入札参加者は、内容に変更がない場合、②～⑤は要しない。

#### (6) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

#### (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

#### (8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで委任状（様式4）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## (9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式4）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で再度の入札を行う。開札時に入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札者又はその代理人は再度の入札に参加することができない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## (10) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- ア 提出方法  
書面（様式5）による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。
- イ 提出先及び提出期限  
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和3年9月3日（金）までの間で提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
- ウ 質問に対する回答  
令和3年9月7日（火）までに上記2の契約担当課にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するものとは限らない。

## 6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 落札者の決定方法
  - ア 落札者の決定  
札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
  - イ 同額抽選  
落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者

にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書（案） 別紙3のとおり

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。